

求職活動等支援給付金支給申請書
(職場体験講習受講)

様式第4号

求職活動等支援給付金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。

平成 年 月 日

(労働局長 殿
公共職業安定所長経由)

事業主 住所〒
又は 名称
代理人 氏名

印

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に労働移動支援助成金の支給に係る事業主の住所、名称及び氏名の記入(押印不要)を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印等を、下欄に申請者の押印等をしてください。

事業主 又は 住所〒
(提出代行者・事務代理者) 名称
社会保険労務士 氏名

(印)

① 申請する事業所	(フリガナ) (1) 事業所名		(2) 労働保険番号	府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	
			(3) 雇用保険適用事業所番号						
	(4) 住所	〒							
② 再就職援助計画・求職活動支援基本計画書		認定番号 第 号 認定年月日 平成 年 月 日 (求職活動支援基本計画書については写しを添付すること。)							
③ 職場体験講習受講者数			人		④ 職場体験講習受講延日数			日	
⑤ 職場体験講習開拓事業の有無 (有の場合は開拓した事業主による職場体験講習を受講させた人数)			有 ・ 無 人 (うち新規・成長分野に係る事業主による職場体験講習受講者数 人)						
⑥ 支払を希望する金融機関	金融機関名		銀行・金庫		口座の種類		普通・当座・その他		
	支店名		支店		口座番号				
	(フリガナ) 口座名義								
申請書作成担当者職氏名			電話：() -						
※ 支給決定年月日		平成 年 月 日			※ 支給決定番号		第 号		
※ 支給決定額		円			※ 備考				
※ 労働局決裁欄		(1) 労働保険料の滞納状況				(2) 過去の不正受給			
		(局長) (部長・) (課長・) (係長・) () ()							

※欄には記入しないでください。

様式第4号（裏面）

（提出上の注意）

- 1 求職活動等支援給付金（職場体験講習受講）は、再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」といいます。）又は求職活動支援基本計画書を作成し、都道府県労働局長に提出した事業主（以下「提出事業主」といいます。）が、当該再就職援助計画又は求職活動支援基本計画書の対象となる被保険者（短期雇用特例被保険者、日雇労働被保険者、認定事業主又は提出事業主に被保険者として継続して雇用された期間が1年未満である者及び認定事業主又は提出事業主の事業所への復帰の見込みがある者を除きます。以下「対象被保険者」といいます。）に対し、職場体験講習を受講させた場合に支給されます。
- 2 求職活動等支援給付金の助成の対象となる職場体験講習は、その期間が3日間以上のものに限りです。
- 3 この申請書は様式4号の2と併せて、当該対象被保険者のうち最後のものが離職した日の翌日から起算して2か月以内又は個々の対象被保険者が離職した日の翌日から起算して2か月以内に事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出しなければなりません。なお、当該提出については、当該都道府県労働局長の指揮監督する公共職業安定所長を経由して行うことができます。
- 4 提出に当たっては、次の書類を添付してください。
 - (1) 認定事業主にあつては、再就職援助計画認定通知書（写）及び当該計画に係る計画対象労働者に関する一覧（写）、提出事業主にあつては求職活動支援基本計画書（写）及び支援書等交付報告書（写）又は対象被保険者に交付した求職活動支援書等（写）
 - (2) 出勤簿の写し（出勤状況及び職場体験講習の受講の状況を明らかにするもの）
 - (3) 賃金台帳等の写し（職場体験講習の期間に支払った賃金の額を明らかにするもの）
 - (4) 求職活動等支援給付金に係る職場体験講習証明書（様式第6号）
 - (5) 職場体験講習開拓事業を実施した場合は、講習先開拓リスト、連絡先一覧、相手方事業所に要請を行った日時及び結果を記入した書類その他当該実施状況を明らかにする書類等の写し
また、開拓した職場体験講習を実施する事業主が、新規・成長分野に係る事業を行うものであるときは、当該事業主の会社案内、定款、事業報告（計画）書、会社設備概要、会計帳簿などの新規・成長分野に係る事業を行っていることを証明する書類
 - (6) 前年度の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（写）、労働保険料の納付書・領収書（写）（労働保険料を2年間を超えて滞納している場合には本給付金は支給されません。）
 - (7) 代理人が申請する場合にあつては、委任状（写）
 - (8) その他都道府県労働局長が必要と認めるもの
- 5 支給後であっても、偽りその他不正の行為が判明した場合には、支給した助成金の返還を求めます。また、刑事告発することもあります。

（記入上の注意）

- 1 ②欄には、再就職援助計画の認定番号と認定年月日を記入してください。なお、求職活動支援基本計画書については、記入の必要はありません。
- 2 ③欄には、支給対象となる職場体験講習を受講させた対象被保険者の人数を記入してください。
- 3 ④欄には、③欄の対象被保険者に対して、職場体験講習を受講させた日数の合計を記入してください。
- 4 ⑤欄には、職場体験講習開拓事業で開拓した事業主による職場体験講習を受講させた人数を記入してください。また、そのうち新規・成長分野に係る事業を行う事業主による職場体験講習を受講させた人数を記入してください。